

宅地造成事業に係る開発行為の審査等について

〔 昭和 49 年 10 月 31 日付け 49 林野治第 2524 号
林野庁長官から各都道府県知事あて
〔最終改正〕平成 15 年 7 月 28 日 15 林整治第 917 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号。以下「法」という。）第 10 条の 2 の開発行為の許可の申請が宅地造成事業に係る場合の審査等については、下記のとおり措置されるよう配慮されたい。

記

- 1 宅地造成事業についての法第 10 条の 2 第 2 項第 1 号の基準の適合性の判断に当たっては、原則として都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 33 条第 1 項第 7 号の基準及び宅地造成等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）第 9 条の基準に適合することをもってこれに適合するものとして差し支えない。
- 2 宅地造成事業についての森林法第 10 条の 2 第 2 項第 1 号の 2 の基準の適合性の判断に当たっては、都市計画法第 33 条第 1 項第 3 号の基準及び宅地造成等規制法第 9 条の基準に適合することをもってこれに適合するものとして差し支えない。
- 3 法第 10 条の 2 第 2 項第 3 号に関して工場の立地態様に関する事項、汚染物質の排出等公害の防止に関する事項については、この許可制を通じて他法令による遵守すべき基準が守られるように所轄部局との連絡調整を図るものとする。
- 4 砂利採取法（昭和 43 年法律第 74 号）第 16 条の規定により認可されている採取計画に基づきすでに採取を行っている者が当該計画に基づき行う採取は、森林法及び森林組合併助成法の一部を改正する法律（昭和 49 年法律第 39 号）附則第 5 条に該当するものとする。